

第3章 第三次矢吹町子ども読書活動推進計画の概要

1 計画の位置づけ

矢吹町教育委員会では、「矢吹町まちづくり総合計画³⁴」、「矢吹町教育大綱³⁵」「矢吹町教育振興基本計画³⁶」、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「第四次福島県子ども読書活動推進計画」を上位計画として国・県の動向を踏まえ、矢吹町の子どもの読書活動推進に関する基本方針と主要施策を備える計画として「第三次矢吹町子ども読書活動推進計画」を位置づけます。

2 計画の対象及び期間

計画の対象は、0歳から18歳までの子ども³⁷とします。

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。ただし、計画の進行管理や矢吹町を取り巻く社会経済情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

3 基本方針

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもが主体的に読書活動を行えるように、子どもの意見聴取の機会を確保し、子どもの視点をふまえ、イベント等への企画に参画することや、図書委員会等の子どもを学校図書館の運営に主体的な参画をさせること等が重要です。

またさらに、多様な背景を持つ子どもに応じ、乳幼児期からの切れ目のない支援の促進や学校種間の移行段階に着目した取組の促進等、読書機会の場を充実させることが大切です。読書習慣の形成に向けては、発達段階や状況に応じた効果的な読書の取組を推進することが重要です。さらに、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択する等含め、具体的には次のような取組を推進します。

乳幼児期：読み聞かせ等により絵本や物語に興味を示すような取組

小学生期：様々なジャンルの本に親しむことで、読書の幅を広げる取組

中学生期：内容に共感や感動し、自己の将来に役立てようとする取組

高校生期：知的興味に応じ、一層幅広く多様な読書ができる取組

³⁴ 矢吹町まちづくり総合計画：矢吹町の最上位の計画となるもので、町の目指すべき方向や各分野における指針を示したもの。

³⁵ 矢吹町教育大綱：教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針。

³⁶ 矢吹町教育振興基本計画：教育委員会で策定した教育振興のための施策に関する基本的な計画。

³⁷ 子ども：子どもの読書活動の推進に関する法律における定義に従い、矢吹町のおおむね18歳以下の者を指します。

基本方針 2 子どもの読書環境の整備と充実のために

子どもの読書活動を推進するには、子どもの目的や意欲に応じ、読みたい本や知りたい情報を提供するための環境の整備と充実が大切です。

さらに、障がいのある子どもや日本語指導を必要とする子どもなど、多様な子どもたちに対応した取組を行うことが必要です。

このため、図書館、学校図書館等をはじめ、様々な場所において読書活動の積極的な取組を進めるとともに、多様な子どもたちが利用しやすい書籍及び電子書籍の整備・提供や、他言語対応等、読書環境の充実に努めます。

基本方針 3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

子どもの読書活動の推進のために、周囲の大人たちが読書活動の意義や重要性について理解することが重要であり、町全体に広く普及させるための取組や広報を充実させていくことが必要となります。

そのため、家庭・地域・学校が連携・協力を深め、子どもの読書活動の意義や重要性について広報・啓発を積極的に行い、地域社会全体で、子どもの読書活動への理解を深めることを目指します。